

協議事項29

自校通級指導教室について

自校通級指導教室について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和7年11月25日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 竹森 永敏

自校通級指導教室について

1. 通級による指導

- ・大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態。
- ・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、自立活動の指導を行う。

2. 通級による指導の効果

- ・障害による学習上・生活上の困難さに対して、自分に合う学び方や生活の工夫等を体得し、通常の学級において、自らの力を発揮できるようにする。
- ・子どもが集団で学ぶ力を身につけ、生涯にわたり生きる力を育む。
- ・通常の学級において学習し、生活することが十分に可能であると判断された場合には、指導を終了する。

3. 通級による指導の現状

- ・通級による指導の対象となりうる児童生徒の増加に対応するとともに、児童生徒が自校で指導を受けられる体制を整えるため、拠点校通級指導教室（14か所）に加え、自校通級指導教室を設置・拡充してきた。
- ・現在、77校（小学校65校・中学校10校・義務教育学校2校）に自校通級指導教室を設置しており、令和8年度までに100校設置予定

(参考) 自校通級指導教室の設置

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8 予定
新規設置校	5	10	10	15	18	19	23
合計	5	15	25	40	58	77	100

(参考) 通級指導教室を利用する児童生徒数 ※各年度5月1日現在

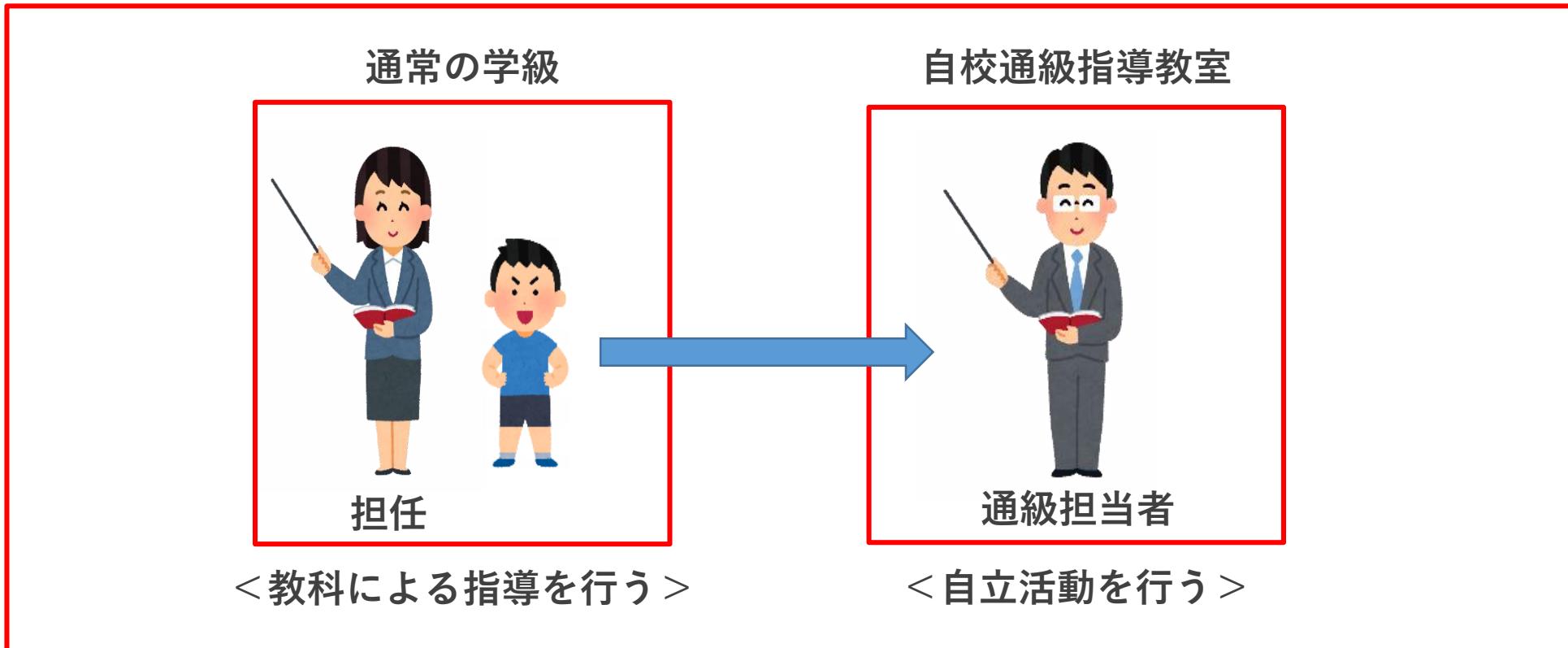
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
自校通級	64	184	370	592	725	917
拠点校通級	643	655	657	616	618	603
合計	707	839	1,027	1,208	1,343	1,520

4. 自校通級指導教室の設置による効果

- ・自校の慣れた環境で指導を受けることができる
- ・児童生徒における移動時間の短縮、保護者送迎等の負担軽減
- ・通級指導担当者と校内関係者の連携による児童生徒への支援
- ・設置校における特別支援教育の意識向上

自校通級指導教室

A校(自校通級設置校)



※自校通級のない小・中学校に通う児童生徒については、拠点校通級指導教室（市内14教室）に指導を受けに行く。また、拠点校通級担当者が巡回による指導を行う場合もある。

自校通級指導教室の対象となる児童生徒

► 対象児童の1日：小学校(例)



時程	児童の動き
1 時間目	通級による指導 <他の児童は国語>
2 時間目	通常の学級の授業(社会)
3 時間目	通常の学級の授業(体育)
4 時間目	通常の学級の授業(算数)
昼	給食、清掃活動
5 時間目	通常の学級の授業(図工)
6 時間目	通常の学級の授業(図工)



週に1時間程度、校内の通級指導教室に通い、担当者より自立活動の指導を受ける。

※通級による指導は、通常の学級の授業に替えて、自立活動の指導を受けることとなる。(放課後を利用した通級による指導も実施)

通級による指導を受けていた間の通常の学級の学習については、授業の中や空いた時間に補充をする等、各校で工夫をしながら対応している。

自校通級指導教室の担当者

▶ 担当者の1日：小学校(例) ※児童生徒13名につき教員1名を配置



時程	担当者の動き
朝	登校指導、気になる児童への声掛け
1時間目	対象児童Aの通級による指導
2時間目	対象児童Bの通級による指導
3時間目	対象児童AやBの通常の学級での様子を観察
4時間目	校内の巡回、支援が必要な児童への対応
昼	給食指導、清掃指導、校内巡回
5時間目	対象児童C、Dの通級による小集団の指導
6時間目	対象児童C、Dの通常の学級での様子を観察
放課後	指導記録の作成、担任との情報共有、保護者への連絡等 (特別支援教育に関わる校内研修を実施することもあり)